令和8年度養介護施設従事者等向け 高齢者虐待防止研修｜事例第4回

「縛っていないから、身体拘束ではない？」

車いすテーブルによる行動制限

聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科　須田　仁

約15分／個別視聴研修（事例は研修用の架空事例です）

今回の到達目標

1. 車いすテーブルによる**行動制限**を具体的に見分ける
2. **適切な姿勢保持・食事支援**と身体拘束の違いを考える
3. 身体拘束の**原則禁止**と**例外の3要件**を説明できる
4. 本人の安全確保・**市町村への通報・組織的改善**につなげる

「取り外し式だから安全」ではなく、
本人の自由が制限されているかを確認する。

事例④　Gさんの暮らしとH職員の対応



Gさん 86歳・女性

- 介護施設に入所。認知症があり、車いすを使用。
- 自力で立位を安定して保つことは難しい。
- ときどき「家に帰らなくちゃ」と 立ち上がろうとする。



H職員の対応

- 転倒・骨折を防ぐ目的で、車いすに **取り外し式テーブル** を装着。
- さらに、車いすが動かないよう **壁に寄せて** 配置する。

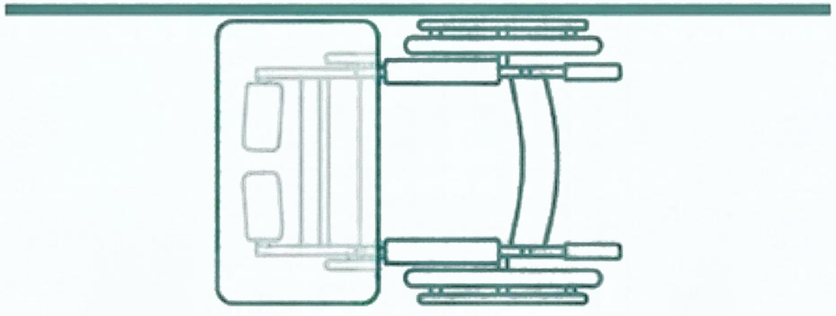

事例④　｜職員同士の会話と慣例化

H職員
「Gさん、また立とうとしています。転んだら大変だから、テーブルを付けましょう。」

同僚
「自分では外せないようですが、身体拘束になりませんか？」

H職員
「ベルトで縛っていないし、取り外せるテーブルですよ。安全のためです。」

しかし、Gさんは自分でテーブルを外せず、車いすも壁から動かせない。
テーブルの解除は、職員が戻るまでできない状態が続いていた。

あなたなら、どう判断しますか？

Q1 ベルトやひもを使わなければ、身体拘束ではない？

Q2. 職員が「取り外せる」テーブルなら、問題ない？

Q3. 転倒の危険が高ければ、行動を制限してよい？

20秒間、考えてみてください。

判断の中心 ｜「行動の自由」の制限

身体拘束とは、本人の行動の自由を制限すること

目的：立ち上がりを防ぐためか、生活動作を支えるためか

実態：本人が自ら姿勢や行動を変えられるか

使用状況：いつ・どの程度・誰の判断で使っているか

代替策：行動制限以外の方法を検討したか

車いすテーブルも、立ち上がれないように装着すれば身体拘束の具体例となる。

本事例の判断｜何が問題か

確認する事実	Gさんの場合
テーブルの目的	**立ち上がりを防ぐ**ため
本人による解除	**自分で外せない**
周囲の環境	**壁を使って移動を制限**
使用の経過	**繰り返し・慣例化**
組織的検討	**十分に行われていない**

身体拘束に当たる状況であり、例外要件の手続きも確認できない。
→ 高齢者虐待が疑われる事例として、速やかな対応・通報が必要。

例外は、厳格な3要件を「すべて」満たす場合



01

切迫性

生命または身体に差し迫った危険があるか



02

非代替性

他に代わる介護方法がないか



03

一時性

必要最小限の一時的な対応か

転倒リスクだけで、例外が自動的に認められるわけではない。態様・時間・理由の記録と組織的判断が不可欠。

対比 | 同じテーブルでも、 目的と使い方が違う

生活を支える使用	行動を制限する使用
☑ 食事を取りやすくする	⚠ 立ち上がれないようにする
☑ 姿勢や上肢を支える	⚠ 本人が解除できず、動きを封じる
☑ 使用の必要性を評価・見直す	⚠ 職員の都合で長時間装着する

「姿勢保持のため」と説明していても、実際に行動を制限していないか。福祉用具の**名称・形状だけで判断しない。**

根拠を探る：「立とうとする理由」をチームで探す

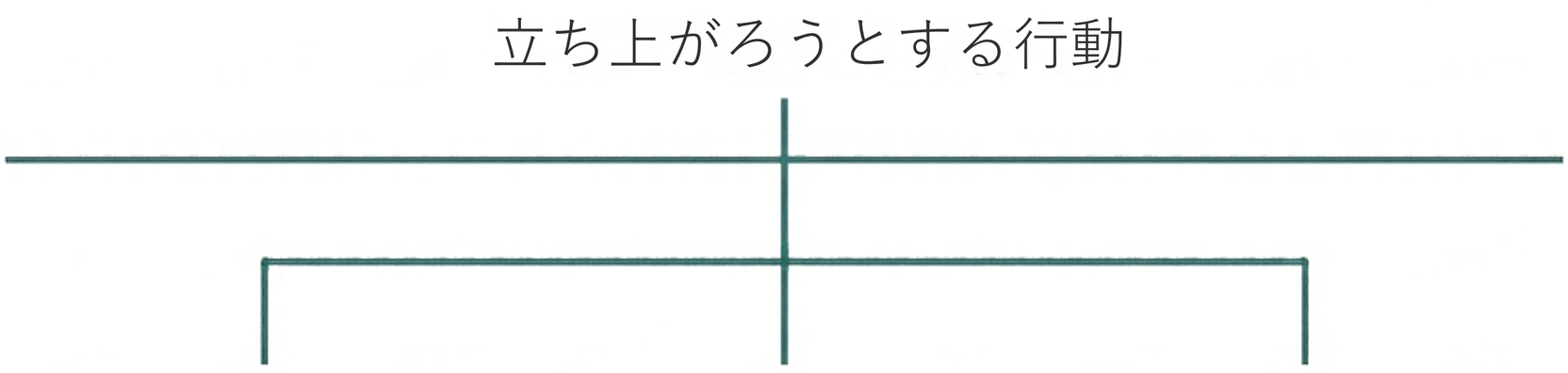

身体的要因：トイレに行きたい、痛み・疲れがある

心理・社会的要因：帰宅したい、家族や役割が気になっている

環境的要因：車いす・クッションが合っていない、長時間同じ姿勢

代替ケアの例：

- 排泄・疼痛・座位姿勢のアセスメント
- 安全な移乗・立位・活動の機会を検討
- 環境調整と、時間帯に合わせた見守り・支援体制

虐待が疑われたら｜現場の初動ステップ

1. 安全確保

行動制限の状態を確認し、必要な介護・医療対応を行う

2. 事実を記録

日時、装着目的、方法、本人の状態を具体的に残す

3. 施設内で共有

管理者・虐待防止担当者等に速やかに報告

4. 市町村へ通報

疑われる段階で、確定を待たず速やかに通報

重要：施設内報告や会議を、市町村への通報の代わりにしない。

組織の責任｜個人を責めて終わらせない

「H職員が悪い」で終わらせると、再発防止につながらない。

ケアの見直し

立ち上がりの背景・シーティング・
活動機会の再評価

業務の見直し

人員配置・見守り・応援の
仕組みの最適化

判断の見直し

身体拘束の検討・記録・解除
の手順の明確化

職場文化の見直し

「これは拘束では？」と発言できる
関係性の構築

介護の質の向上こそが、身体拘束と虐待の予防につながる。

まとめ｜「縛らない」だけでは不十分



01

実態で判断する

身体拘束は、用具の名称や形状ではなく、行動制限の実態で判断する。



02

両立を探る

転倒防止と、本人の自由・尊厳を両立する代替のケア方法をチームで探す。



03

組織で改善する

疑いを放置せず、速やかな通報と組織的な業務・環境改善につなげる。

「そのテーブルは、何のために・誰のために使っていますか？」

明日からの一歩として、現場の景色をもう一度見直してください。

【相談・通報先】
[市川市福祉部介護保険課]
電話：【047-712-8548]